

事務事業評価資料

施策名	建設業者の新分野進出への支援		所管部局課名	県土整備部県土企画局総務課							
事業名	建設業新分野進出支援事業		担当者電話番号	建設業係 078-362-9249							
事業目的	建設業者の他分野進出による建設業者の活力再生、建設業従事者の就業機会の確保 進出先分野における担い手不足の解消										
事業内容	農業、林業、漁業、医療・福祉、環境分野に進出しようとする3年以上建設業を営む県内の中小許可業者に対し、以下の支援を実施する。 (1)建設業新分野進出支援金〔補助制度〕 補助対象経費：資格取得経費 販路開拓経費 その他新分野進出手続き等に要する経費 補助率：1/2 補助限度額：50万円（補助対象限度額100万円） (2)建設業新分野事業展開資金〔融資制度〕 融資限度額：1億円 融資利率：1.9% 融資期間：10年以内 融資目標額：10億円			事業開始年度	平成22年度						
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額					
	事業費	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(7,500千円) 207,500千円					
	人件費	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	8,204千円 従事人員 1.0人					
	総コスト (+)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	215,704千円 従事人員 1.0人					
事業の目標	建設業者の新分野での定着 進出から3年以上の事業継続			[目標設定理由] 建設業者が新分野で継続的に事業展開を行うことにより、上記事業目的の達成が可能となるため							
目標の達成度を示す指標	指標名 新分野定着率 (A)のうち新分野 定着業者数/ 支援業者数(A)	目標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)				
		目標値	年度				H20	H21	H22		
		1.0	H25	(0千円)	(0千円)	(0千円)					
評価結果	必要性	・建設業界は、目下の経済不況に加え公共投資の減少という業界固有の問題を抱えており、この状況の中で、建設業の活力再生や雇用の維持・発展を図るためには、行政が他分野に関する情報提供や進出支援等を行い、建設業者の新分野進出を推進していく必要がある。 ・また、指定した進出先分野のうち、農林漁業、医療・福祉分野は、担い手の確保、人材の育成が求められており、今後進展が見込まれる環境分野も加え、これらの分野で建設業者の人材、機材、ノウハウ等が有効に活かされることは社会的要請に合致しており、県域全体の発展に資する。									
	有効性	・建設業者にアンケート調査を行ったところ、新分野進出を検討したことがある業者は調査対象者全体の1/3以上であるものの、実際に進出した業者は数社のみとごく少数であり、実際に進出できない最大の障害は「新分野での経営」「参入への資金対応」との回答を得ている。 ・今回の支援は、それら新分野進出を検討する建設業者のニーズに合致しており、新分野進出促進に有効である。									
	効率性	・今回の支援事業は、補助（建設業新分野進出支援金）及び融資（建設業新分野事業展開資金）の2つの制度からなっており、実際に新分野に進出する際に必要となる最小限度の経費のみ補助を行い、進出後の設備資金、運転資金は全て、後に自ら返済する融資制度によることとしており、建設業の新分野進出という目的に対し効率的である。									
	民間・市町との役割分担										
	受益と負担の適正化	・新分野進出に際し必要となる経費のみを補助し、進出後の設備資金、運転資金は事後に自ら返済を要する融資としていること、さらに、補助についても対象となる経費のうち半分は自ら賄うことを求めていることから、新分野に進出しようとする建設業者の受益に対する負担の適正化は図られている。									
実施方針	方向性	新規 廃止		拡充 縮小		継続 凍結(休止)		実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI		負担割合変更	事務改善
説明	建設業者の新分野進出は、県内企業の活性化、雇用の安定化につながるものであることから、その推進方策として、新たに「建設業新分野進出支援事業」を実施することとする。										